

市税の納め忘れはありませんか？

～税の納期限内納付にご協力ください～

問い合わせ 納税課 納税管理係(☎内線334・335・366)

滞納処分の流れ

滞納処分とは、税金を滞納している人の意志に関わりなく、滞納となっている税金を強制的に徴収するため、財産の差押えなどを行い、滞納となっている税に充てる一連の手続きを言います。

納期限内に納付がされない場合、納期限から20日以内に督促状を送付します。それでも納付されない場合には、催告書の送付や訪問などを行います。

※催告書の送付や訪問は、法律に定められているものではありません。滞納の状況や経緯によっては省略されることもあります。



督促・催告書が届いたら速やかに納付しましょう

金融機関、勤務先、取引先などに対し財産の調査を行います。
※事前の同意や連絡は必要ありません。

預貯金、生命保険、給与、不動産などの差押えを行います。必要がある場合は自宅を捜索して、車両や動産の差押えを行います。

債権(預金、給与など)は取り立てにより、不動産や動産は公売による換価を行い、滞納市税に充当します。

市税は福祉や教育、生活環境の整備などの市民サービスを充実させるための大切な財源です。市税の納め忘れがないかももう一度確認し、納め忘れがあれば、早急に金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。納付書が手元にならない場合や納付状況がご不明な場合はご連絡ください。

●納期限内に納付をされない場合

延滞金は日ごとに加算されます。延滞金はある場合は、速く納付しましょう。滞納が続く場合は、法律に基づき滞納処分を行い、強制的に税金を徴収します。

●納付が困難なときは相談を！
本人や家族の病気や事故など、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、納税課までご相談ください。生活状況などをお聞きし、完納に向けた納付計画のご相談に応じます。

筑紫地区合同公売会を実施します



市税の滞納処分により差し押えた財産を公売します。

日時 2月22日(土) 午後1時開場(事前申込不要)

場所 那珂川市市民体育館(那珂川市恵子4丁目1番1号)
※駐車場には限りがあります

出品予定物 日用品、贈答品、家電品など約300点
※那珂川市ホームページで確認できます。

内容 落札者は代金を支払い、物品を持ち帰ることができま
す。物品は全て中古品扱いとなり、保証はありません。落札者は辞退できません。

持ち物 購入代金、身分証明書(運転免許証など)、委任状(代理人の場合)、上履き

主催 筑紫地区合同公売会実行委員会

督促・催告

財産調査

滞納処分

換価・配当